

市町基幹業務システムの標準化・共通化支援業務に係る

提案書審査要領

1 基本的な考え方

県および市町にとって最適な事業者を選定するため、提案内容を評価する「技術点」、見積価格を評価する「価格点」の合計（総合評価点：合計600点）の最も高い提案者を契約先候補者とする。

(1) 技術点

技術点は、各審査委員がそれぞれ評価した点数の平均（小数点以下、切り捨て）とし、技術点の満点は400点とする。

採点は、各審査委員が別紙「配点表」に基づき、提案内容を評価する。なお、技術点が240点を下回った提案については、他の項目の評価に関わらず契約先候補者として採用しないものとする。

(2) 価格点

見積価格について、後記2に示す計算式に基づき「価格点」を算定する。
価格点の満点は200点とする。

(3) 総合評価点の最も高い者が2以上あるときの対応

技術点が高い方を契約先候補者とする。

技術点も同点の場合は、くじ引きにより契約先候補者を決定する。くじ引きの方法については、別途通知を行う。

2 価格点

見積に関する価格点は、見積金額を上限度で除して小数点以下第5位を切り捨てて得た値を1から減じて得た値に、見積に対する得点配分（200点）を乗じ、小数点以下第1位を四捨五入して得た値とする。

$$\text{令和5年度見積価格点} = \left\{ 1 - \left(\frac{\text{見積額}}{\text{上限額}} \right) \right\} \times 200$$